

証明書などの発行がスムーズに

## キャッシュレス決済を

活用しましょう

8月1日から、市民課や納税課、各総合支所の市民窓口で発行する住民票や印鑑証明書などの発行手数料の支払いに、キャッシュレス決済が利用できるようになります。クレジットカードや電子マネー、QRコードなどのキャッシュレス決済のほか、現金用の自動支払機も導入し、非接触で支払いが可能になります。ぜひご利用ください。

■問い合わせ先 本庁デジタル戦略室（☎34-2194）

## 利用できる窓口

- ▼本庁市民課、納税課
- ▼江刺・胆沢総合支所市民生活グループ
- ▼前沢・衣川総合支所市民福祉グループ

## 対象となる手数料など

- ▼住民票の写し、住民票記載事項証明書など住民登録に関する証明交付手数料
- ▼印鑑登録手数料、印鑑登録証明書交付手数料
- ▼戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）など戸籍に関する証明交付手数料

- ▼市県民税課税所得証明書、資産証明書、市税納税証明書など税関係の証明交付手数料

## 利用できる

## キャッシュレス決済

- ▼クレジットカード：Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club ※いずれもタッチ決済含む
- ▼電子マネー決済：iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系電子マネー
- ▼QRコード決済：楽天ペイ、d払い、PayPay、メルペイ、auPAY、ゆ

うちよPay  
※従来の現金による支払いも可能です



中央⇨決済用端末、右⇨現金用自動支払機

## キャッシュレス決済利用時の注意事項

- 現金とキャッシュレス決済の併用はできません
- クレジットカードは一括払いのみです
- 窓口で電子マネーのチャージ（入金）はできません
- 領収書は発行することができません。領収書の代わりに売上票レシートをお渡します

